



西二小だより

須賀川市立西袋第二小学校
平成20年5月30日 第15号
発行者 校長 吾妻 敦

www.nishibukuro2-e.fks.ed.jp/ E-mail:school@nishibukuro2-e.fks.ed.jp



学校周辺における交通事故防止への協力をお願い

新聞及びテレビニュース等による報道でもご存じのとおり、先週、須賀川市内において乗用車による数名の死傷者を出す事故が発生しました。

つきましては、本校児童のかけがえない大切な命を守るという視点から、保護者の皆様にも下記の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 児童の登下校において車による送迎がある場合は、安全確保のため校門から職員駐車場までの区間で乗・降車することとする。
※昇降口から児童の不意な飛び出し等が予想されますので、昇降口前に車を横付けするのはご遠慮ください。
- 2 本校校地内を車で通行する際は、最徐行で運転する。

改正道路交通法の施行について

来月6月1日より、道路交通法の一部が改正・施行されます。

《今回の道路交通法の改正ポイント》

■後部座席シートベルトの着用義務化

- 妊娠中の方やチャイルドシートを義務付けられているお子さんは、免除になるケースがあります。
- 今年秋までは、指導期間として罰則は適用されません(高速道路はすぐに罰則が適用されます)。

■高齢者マーク(もみじマーク)の表示の義務化

- 75才以上の高齢運転者が、車の前と後ろの定められた位置に高齢者マークをつけることが義務化されました。高齢者マークをつけている高齢運転者を保護し、交通事故を減らすのが目的です。
- 1年間は、指導期間として罰則は適用されません。

■自転車の通行ルールの一部変更

- ①普通自転車の歩道通行可能要件の明確化
→普通自転車は、「道路標識等で指定された場合」「運転者が児童・幼児(13歳未満)の場合」「車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合」には、歩道通行が可能です。
- ②乗車用ヘルメット着用努力義務の導入
→児童・幼児(13歳未満の者)を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



今回の改正は、交通事故の減少や交通事故の際の被害の縮小を目的として施行されるものです。改正の趣旨を理解した上で、運転者一人ひとりが安全運転の自覚を持って日々気をつけていきましょう。